

小布施町空き店舗等活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域経済の活性化と雇用の促進を図り、もって活力とにぎわいのある商店街づくりを推進するため、補助対象事業者が町内において実施する空き店舗等活用事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、小布施町補助金等交付規則（昭和46年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補助対象事業者（空き店舗等の契約者） 補助金の交付を受けようとする事業者で、次のいずれにも該当する者をいう。

ア 小売業、サービス業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者を除く。）を営もうとする者又は町長が特に必要と認めた者

イ 同一世帯のいずれも市町村税等（国民健康保険税・介護保険料・保育料・上下水道料などを含む）の滞納がない者又は市町村税等の滞納がない事業所

ウ 小布施町暴力団排除条例（平成24年条例第16号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員でない者

エ 空き店舗所有者の3親等以内の親族または経営会社の役員でない者

オ 現に町内に店舗を有している事業者においては、空き店舗等を活用後も現に町内に有する店舗において継続して事業を営む者

カ 空き店舗等を活用し、地域経済の活性化を図り、小布施町のイメージアップ及びにぎわい創出等の事業を営む者

(2) 空き店舗等

ア 町内に所在する3ヶ月以上使用されていない店舗、事務所及び住宅

イ 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に規定する大規模小売店舗に該当しない店舗等

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）及び補助率は、次のとおりとする。

対象事業者	対象経費	補助率
法人 個人事業者（事業主が小布施町に住所を有している者）	空き店舗改修に要する以下の経費 (1) 空き店舗増改築工事費（建物又は土地の取得費及びそれに伴う移転補償に要する経費を除く） (2) 付帯設備の設置費 (3) その他必要と認められる経費	対象経費の3分の1以内とし、100万円を限度とする。

	空き店舗等活用事業の用に供するための建物の賃借に要する経費	対象経費の3分の1以内とする。 ただし、月額5万円を限度とし、補助対象期間は1年間とする。
個人事業者（事業主が小布施町に住所を有していない者）	空き店舗等活用事業の用に供するための建物の賃借に要する経費	対象経費の3分の1以内とする。 ただし、月額5万円を限度とし、補助対象期間は1年間とする。

- 2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 他の制度による補助金等の対象となっている経費がある場合には、この補助金の対象経費から、当該他の補助金の対象経費を除いた上で、この補助金の額を算出する。ただし、当該他の補助金等において、併用不可としている場合を除く。

（補助金の交付の条件）

第4条 次の各号に掲げる事項を補助金交付の条件とする。

- ア 店舗及び事業所として2年以上活用すること
- イ 空き店舗等の外観を大幅に改築する場合は、小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例（小布施町条例26号）第15条の規定による住まいづくり相談所の相談を受けること
- ウ 小布施町商工会が推薦をしたものであり、積極的に地域活動に参加するよう努めるものとする
- エ 小布施町商工会に加盟すること

（補助金の交付申請等）

第5条 補助対象事業者は、小布施町空き店舗等活用事業補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 前項に規定する補助金交付申請書に添付する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業計画書及び収支予算書（収支予算書は店舗改修のみ）
- (2) 空き店舗等の位置図
- (3) 空き店舗等の写真（施工前）
- (4) 空き店舗等の改修又は改築に係る図面及び見積書（店舗改修のみ）
- (5) 空き店舗等の附帯設備の設置に係る図面及び見積書（店舗改修のみ）
- (6) 小布施町商工会の意見書
- (7) 空き店舗等に係る賃貸借契約書の写し
- (8) 町税の納付確認に関する同意書又は市区町村が発行する納税証明書
- (9) その他町長が必要と認める書類（住まいづくり相談通知書など）

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかに交付決定の可否を行い、小布施町空き店舗等活用事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を交付して通知する。

（補助金交付の変更申請）

第7条 補助対象事業者が補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに小布施町空き店舗等活用事業変更（中止・廃止・完了期限延長）承認申請書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

る。

(実績報告)

第8条 補助対象事業者は、事業が完了したときは、速やかに小布施町空き店舗等活用事業実績報告書(様式第4号)を町長に提出するものとする。

2 前項に規定する実績報告書に添付する必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に係る収支決算書(店舗改修のみ)
- (2) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し
- (3) 空き店舗等の写真(施工後)
- (4) 商工会入会届の写し(小布施町商工会の受領印が押印されたもの)
- (5) その他町長が特に必要と認める書類

3 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(額の確定)

第9条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、空き店舗等活用事業補助金の額を確定し、その旨申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 前条の規定による額の確定を受けた補助対象事業者が、補助金の交付を請求しようとするときは、小布施町空き店舗等活用事業補助金交付請求書(様式第5号)を町長に提出するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第11条 町長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消すことができる。交付決定が取り消された場合、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき
- (3) 補助事業の完了後2年未満で事業を中止または廃止若しくは町外へ移転したとき
- (4) その他町長が必要と認めたとき

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。